H30年 7月/父日

吹田市長殿

住 氏 名 電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者氏名

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第3項 の規定により、次のとお 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称 大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト 事業区域の位置 吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番) 予 □共同住宅 ☑戸建住宅 □その他(定 建 築 物 (1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有 ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯 意 もしくは遊歩道としてほしい 見 (2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること 0 内 容 ※受付年月日 30年5.月5日 ※受付番号 第 * 30-L-03 30. 7.17 受 付 :30-L-03 ※備 老 印

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 1 1

再見解書

(1)

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

(2)

関係法令を遵守致します。

H30年 7月 3 日

吹田市長殿

住 所 氏 名 電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者氏名

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第3項 の規定により、次のとお 説明報告書に対する意見書を提出します。 見解書に対する再意見書

大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト 開発事業の名称 事業区域の位置 吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番) 予 定 築 物 □共同住宅 ☑戸建住宅 ☑その他(建 (1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有 ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯 意 もしくは遊歩道としてほしい 見 (2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること 0 内 容 30年5.115日 ※受付年月日 ※受付番号 第50-1-43号 X 受付 30. 7, 17 考 ※備 即 :30-L-03

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 1 2

再見解書

(1)

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

(2)

関係法令を遵守致します。

H30年 7月/3日

吹田市長殿

住 所氏 名電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者氏名

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 の規定により、次のとお 説明報告書に対する意見書を提出します。 見解書に対する再意見書

開	発	事	業	の	名	称	t	て阪府	営佐や	方台(5丁	目)民活	プロ	1ジェクト
事	業	区	域	の	位	置	Ē.	欠田市	佐竹台	台五.	厂目	115番2	のー	·部(地番)
予	匀	₹	建	築	Ĕ	物	口共同位	住宅	凶 戸	建住	宅	口その	他 (()
		(1) F	⋾建	住宅	5軒	が所	有すると	:示さ	れてい	る幅	約10	Omの緑	地帯	を個人所有
		7	では	なく、	戸	建住	宅74軒全	全体(あ	るい	は関電	[不	動産)が	「所有	すする緑地帯
意		#	らしく	は遊	步	道とし	てほしい	٨,						
見	(2) _	上記	民活	プロ	コジェ	クトは法	令を順	頂守す	ること	=			
の														
内														
容														
※受	付金	 手月	日	3	3 0	£5.,	1 .5 _H	※受	:付番	룡	第 <i>30</i> ·	号 -L-63	※受付	20.7.17
* 1	備	<u> </u>	与				enggapan Piliti Militi Amigui Saya Ayar atawad				(Pality), Admini		付印	30. 7. 17 30-L-03
沙				~ IBB	13.3	nde V	レナフロ		~~ }. ~~				<u>f_</u>	

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 1 3

再見解書

(1)

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

(2)

関係法令を遵守致します。

H30年 7月 /4日

吹田市長殿

住 所氏 名電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者氏名

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 の規定により、次のとお 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書

開	発	事	業	0)	名	称	7	大阪府	営佐竹台	3(5丁	目)民活	プロ	ジェク	クト	
事	業	区	域	0)	位	置	ĥ	火田市	佐竹台	五丁目	115番20	カー	部(地	番)	
予	定	7	建	多	色	物	口共同	住宅	☑戸建	住宅	口その作	也 ()	
	(0mの緑均				
意		7	E (\$7	なく、	. P	建任:	七74軒3	全体(a	あるいは	對電イ	動産)が	所 有	する統	录地带	
尽		+	کار	は遊	在步	道とし	てほし	1							
見	(2) _	上記	民活	プロ	コジェ	クトは法	令を順	頂守する	_5					
の													,		
内															
容															
П															
※受	付年	戶月	日	3	0.生	Б. Л	5日	※受	付番号	第	30-L-03 ^号	※受付		多村	1
*1	備	7	夸		79				A COLUMN TO THE TOTAL THE TOTAL TO THE TOTAL THE TOTAL TO THE TOTAL TH			付印	275	0.7.17	· ['
										······································			N.	30-L-03	

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 1 4

再見解書

(1)

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

(2)

関係法令を遵守致します。

H30年 7月/3日

吹田市長殿

(法人にあっては、その主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 の規定により、次のとお 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開	発	事	業	の	名	称	ナ	阪府	営佐竹7	台(5丁	目)民活	プロ	ジェクト
事	業	区	域	の	位	置	þ	欠田市	佐竹台	五丁目	115番2	の一	部(地番)
予	兌	<u> </u>	建	李		物	口共同	住宅	☑戸建	住宅	口その	他()
	(1) F	⋾建	住宅	5軒	が所	有すると	-示さ	れている	幅約1	0mの緑 ^は	也带	を個人所有
		7	では	なく	、戸	建住:	宅74軒全	体 (a	らるいは	関電不	動産)が	所有	「する緑地帯
意		ŧ	56	はは	佐步	道とし	てほし	,1					
見	(2) _	上記	民活	きプロ	コジェ	クトは法	令を順	頁守する	こと			
の													
内													
容													
※受	付生	手月	日	ę	3 0.生	5 .月	5日	※受	:付番号		号 -L-03	※ 受付	30 7.17
% {	浦	Ä	号					9				付印	30-L-03
						-					-	<u> </u>	

- 注 1 口のある欄は、該当する口にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 1 5

再見解書

(1)

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

(2)

関係法令を遵守致します。

H30年 7月14日

吹田市長殿

住 所 氏 名 電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第3項 の規定により、次のとお 説明報告書に対する意見書を提出します。 見解書に対する再意見書

開	発	事	業	の	名	称	大阪	反府営佐付	竹台(5 丁	目)民活	プロ	ジュ	ウト
事	業	区	域	の	位	置	吹	田市佐竹台	五丁目	1115番20	クー	部(地番)
予	뒸	₹	建	经	色	物	口共同住	宅 以戸	建住宅	口その作	也 ()
		(1) F	⋾建	住宅	5軒	が所	有するとえ	示されてい	る幅約1	.0mの緑均	也帯	を個	人所有
		7	では	なく、	,戸	建住	宅74軒全位	本(あるい)	は関電イ	「動産)が	所有	する	6緑地帯
意		ŧ	56	は述	连步:	道とし	てほしい						
見		(2) _	上記	民活	まプロ	コジェ	クトは法令	を順守す	ること				
の													,
内													
容													
	<u></u>											T	
※受	付金	丰月	目	ଣ୍ଡ) (). É	5 . 月	15 B	※受付番号	子 第 30	号 5-L-03	※ 受		H
**	備	Ä	号								付印	-	7.1 7 L-03
<u> </u>						-					1	1	

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 1 6

再見解書

(1)

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

(2)

関係法令を遵守致します。

意見書

H30年 7月/6日

吹田市長殿

住 所氏 名電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者氏名

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 の規定により、次のとお 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書

開	発 事	業	の名	称	5	大阪府	営佐竹台	3(5丁	目)民活	プロ	ジェクト
事	業区	域	の位	置	i	火田市	在 竹台3	五丁目	115番2	の一 :	部(地番)
予	定	建	築	物					口その位)
	墨爾	ite!	たこ な	わす	、株儿	こよ	3147	源、	.137	0	
意											
見											
の											
内											
容											
											(BA)
※受	付年月	日	30.年	5. 月	5 д	※受	付番号	第,	号 ~L~63	※ 受	30. 7. 17
※信	第	夸								付印	30-L-03
									<u> </u>		

- 注 1 口のある欄は、該当する口にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 1 7

再見解書

景観につきましては吹田市景観条例に基づき進めて参ります。宅地内緑化も含め、 戸建住宅による良好な景観を形成したいと考えております。ご理解賜りたく存じま す。

H30年 7月14日

吹田市長殿

住 所 氏 名 電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者氏名

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 の規定により、次のとお 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書

開	発	事	業	の	名	称	ナ	、阪府	営佐竹	台(5丁	目)民活	プロ	ジェ	クト	
事	業	区	域	の	位	置	là là	市田才	佐竹台.	五丁目	115番2	の一	部(坩	也番)	
予	淀	7	建	多		物	口共同位	主宅	☑戸建	住宅	口その	他()	
	-										.0mの緑:				
意		7	CIA	なく、	P	運任	七74軒全	(7	あるいは	對電イ	動産)か	所有	する	緑地青	Ť
尽		+	الر	は述	佐歩	道とし	てほしし	1							
見	(2) _	上記	民活	まプロ	コジェ	クトは法	令を	頂守する	こと					
の	1	3)	前E	19.1	解。	かきっ	2 個写	173	ピーフロ	2.气荷	北上第	Sana	とあ	375."	
4.		E	1/14	的	万等	表子	7.1713	1/16	個人に	养幼 生	ランカま	56	星作	するの	57
内	(4)		215	大き	732	温があ	307	:74 Po	フサル	は、公園	とイ	F 57	3112	マルラ
容		0	ハの	、不	12	上手	17 712	色のる	talex	177	は公園	₹,	まと・	もなん	到社
		0	1 4	7		J'10	1103	色	は自然	tles	もとし	葡萄	ite	上確	保
		(7=	13	也以	1-	セップ	うわ	すべる	てき	りる。				
		504/72-04													
※受	付年	F 月	日		3 @	F5/	11 5日	※ 受	人付番号	第30	号 -L-03	※ 受		2016	
※ {	備	7	夸									付 印	122	0.7.1 0-L-0	Three remainer in

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 1 8

再見解書

(1)

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

(2)

関係法令を遵守致します。

(3)

宅地内緑化の具体的な方策としては、地区計画による緑化率の検討ならびに、建物 建築時の外構計画に一定のガイドラインを策定し、良好な住宅地とすることを検討 しております。ご理解賜りたく存じます。

(4)

上当計画地内に新たな児童公園の設置は、考えておりませんが、新設する集会所の 既存法面を取り込み、緑地空間の中を通って「みはらし遊園」とつなぐような計画 を考えております。ご理解賜りたく存じます。

H30年 7月 14 日

吹田市長殿

(法人にあっては、その主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 の規定により、次のとお 説明報告書に対する意見書を提出します。 見解書に対する再意見書を提出します。

							·							
開	発	事	業	の	名	称	7	大阪府	営佐竹	台(5丁	目)民活	プロ	ジェク	F
事	業	区	域	の	位	置	į	吹田市	佐竹台	五丁目	1115番2	の一	郭(地番	:)
予.	気	È	建	多	色	物	口共同	住宅	区区区	住宅	口その	也 ()	
		(1) F	⋾建	住宅	5軒	が所	有する。	と示さ	れている	6幅約1	.0mの緑±	也帯を	を個人別	f有
		7	では	なく、	. 戸3	建住:	宅74軒至	è体(a	5るいは	関電不	動産)が	所有	する緑	地帯
意		4	もしく	は遺	连步	道とし	てほし	(1						
見		(2) _	上記	民活	プロ	リジェ	クトは法	令を	頂守する	こと				
の														
内														
容														
※受	と付金	丰月	日	(3 04	=5. _F	15日	※受	付番号	第 3	号 6-L-03	※ 受	30	7.17
* 1	備	-	号			Control Control Control		The house the development of the second	and a special production of the special prod			付印	77.	-L-03
容 ※受				()	3 04	=5. _€	15 _H	※受	:付番号	第3	号 6-L-6}	※受付印	77.	7, 1 7

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 1 9

再見解書

(1)

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

(2)

関係法令を遵守致します。

H30年 7月 13日

吹田市長殿

住 所 氏 名 電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の) 所在地、名称及び代表者氏名

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 第1項 の規定により、次のとお 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称 大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト 事業区域の位置 吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番) 予 定 建 築 物 □共同住宅 ☑戸建住宅 □その他((1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有 ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯 意 もしくは遊歩道としてほしい 見 (2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること 0 内 容 3年5月15日 ※受付年月日 ※受付番号 第 묶 × 受付 30-L-03 30.7.17 ※備 考 印 30-L-03

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 - 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 - 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する 条例」の関係住民(敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内 の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者)以外の住民様のご意見も含まれて おりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 2 O

再見解書

(1)

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

(2)

関係法令を遵守致します。